様式第23号(その2)(第47条関係)

督促状

下記の金額が未納となっていますので、ご確認のうえ指定の納付場所へ納付してください。

なお、納付の際は、この通知書の他に納付書をお持ちください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 税目 |  | 税額 |  |
| 年度 | 年度 | 期別 |  | 督促手数料 |  |
| 通知書番号 |  | 合計 |  |

上記以外に下記の金額も未納となっていますので、あわせて至急納付してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 期別 | 税額 | 督促手数料 | 期別 | 税額 | 督促手数料 | 期別 | 税額 | 督促手数料 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 延滞金の計算方法 |

納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ年利率14.6％(納期限の翌日から1ケ月を経過する日までの期間については年7.3％)を徴収します。

|  |
| --- |
| 注意 |

(1)　督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに、完納されないときは滞納処分を受けることになります。

(2)　納付できない事情がありましたら、福祉課まで来庁のうえ、ご相談ください。

※ 　この督促状は、金融機関を通じ村に発送日までに納付書が届いていないものについて作成しています。すでに納入されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

※ 　督促状についてのお問い合わせ

国頭村役場　福祉課　　電話　0980―41―2101(代)